

社団法人日本測量協会北海道支部運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人日本測量協会（以下「協会」という。）北海道支部（以下「支部」という。）の組織、事務分掌、職制及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 支部は、北海道を管轄地域（以下「地域」という。）とし、この地域に在住する協会の会員をもって組織する。

(事 務 所)

第3条 支部は、事務所を札幌に置く。

(事 業)

第4条 支部は、社団法人日本測量協会定款（以下「定款」という。）第3条の目的に則り、定款第4条に掲げる事業（協会測量技術センターの所掌にかかる事業を除く。）について、地域における活動を推進する。

(会 員)

第5条 支部を組織する協会の会員の、種別及び入会、退会その他の取り扱いについては、定款第2章並びに社団法人日本測量協会細則第1章及び第2章の定めるところによる。

(支部役員)

第6条 支部に、次の支部役員を置く。

支 部 長	1名
副 支 部 長	3名以内
幹 事	23名以内 (副支部長を含む)
監 事	2名

(役員を選任)

第7条 支部長は、支部役員（監事を除く。）の推薦により、協会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 幹事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

3 副支部長は、幹事のうちから互選により選任する。

(役員職務)

第8条 支部長は、支部を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときは、支部長の指名した者が職務を代行する。

3 幹事は、支部業務の運営及び執行に当たる。

4 監事は、支部の業務執行状況及び会計を監査する。

(支部役員の任期)

第9条 支部役員の任期（支部長を除く）は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は補充により就任した支部役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間又は、現任者の残任期間に相当する期間とする。

- 3 支部役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び参与)

第10条 支部に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、支部役員会の推薦により、支部長が委嘱する。
3 顧問は、重要な事項について、支部長の諮問に応じる。
4 参与は、専門事項について、支部長の諮問に応じる。

(支部評議員)

第11条 支部に、支部評議員20名以上50名以内を置く。

- 2 支部評議員は、支部総会で正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、支部長の推薦により正会員以外の有識者を選任することができる。
3 支部評議員は、支部評議委員会を組織し、支部の業務を評議する。
4 支部評議員の任期は、第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「支部役員」とあるのは、「支部評議員」読み替えるものとする。

(事務局及び職員)

第12条 支部に事務局を置き、事務局長及び職員若干名を置く。

- 2 事務局長及び職員は、会長が任命する。
3 事務局長は、所属の職員を指揮して支部の事務を処理する。

(会 議)

第13条 支部の会議は、次の表のとおりとする。

会 議 種 類	会 議 構 成	会 議 の 開 催 時 期	会 議 招 集 者	議 長	付 議 事 項
支 部 総 会	会 員	(定期)毎年1回年度終了後2ヶ月以内に開催 (臨時)必要に応じて開催	支 部 長	支部長が指名する	この規程に別に定めるもののほか 1 付議された事項
支部役員会	支 部 役 員 (監事を除く。)	必要なとき随時開催	同 上	同 上	この規程に別に定めるもののほか 1 支部総会に付議する事項
支 部 評 議 員 会	支部評議員	同 上	同 上	同 上	この規程に別に定めるもののほか 1 支部総会から委任を受けた事項 2 支部役員会で意見を聞くことを必要と認めた事項
通 則 1 会議を招集する場合には、会議の構成員に対し、会議の日時・場所及び目的事項を10日前迄に文書をもって通知しなければならない。 ただし、緊急を擁する場合は、この限りでない。 2 会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決する。可否同数のときは議長が決する。					

(支部の経費)

第14条 支部の経費は、次の各号に掲げる収入から支弁する。

- 一、協会事務局（以下「本部」という。）からの還付金及び助成金
- 二、事業に伴う収入及び資産より生ずる収入
- 三、寄付金
- 四、その他の収入

(事業計画及び事業報告)

第15条 支部は、毎事業年度（定款第33条に規程する事業年度をいう。以下同じ。）事業計画及び収支見込書を作成し、支部役員会の議決を経て、支部総会に報告しなければならない。

- 2 支部は、毎事業年度事業報告及び収支報告書を作成し、支部役員会の議決及び監事の監査を経て、支部総会に報告しなければならない。

(本部との協議)

第16条 支部は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ本部と協議するものとする。

- 一、事業計画及び収支見込書の作成
- 二、重要な資産の処分
- 三、その他、支部運営に関する特に重要な事項

(本部への報告)

第17条 支部は、次の事項に掲げる事項については、本部に報告するものとする。

- 一、事業報告及び収支報告書
- 二、その他、必要と認める事項

(運営細則)

第18条 この規程の運用について必要な事項は、運営細則で定める。

付 則

- 1 その規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 1 平成8年5月16日一部改正
- 1 平成12年5月18日一部改正